

季節労働者のみなさまへ

平成28年度 季節労働者資格取得促進事業

資格取得に要した教育訓練 費用の一部を助成します

対象となる 労働者の方

- ① 新ひだか町・新冠町にお住まいの、通年雇用を希望される季節労働者の方。
 - ② 現在、雇用保険の「短期雇用特例被保険者」として雇用されている方。
 - ③ 離職者であって、直前の雇用保険が「短期雇用特例被保険者」であった方。
 - ④ 離職者であって、直前の雇用保険が「受給資格を有しない一般被保険者」であり、前々職の雇用保険が「短期雇用特例被保険者」であった方。
- ※ ③、④は平成27年4月1日より前に離職した方を除きます。

制度を利用できる 教育訓練

「技能講習編」は、裏面にも資格を掲載しています。

技能講習編

- ①玉掛け
 - ②ボイラー取扱い
 - ③石綿作業主任者
 - ④ガス溶接
 - ⑤有機溶剤作業主任者
 - ⑥フォークリフト運転
 - ⑦クレーン運転
 - ⑧移動式クレーン運転
 - ⑨ショベルローダー等運転
 - ⑩小型移動式クレーン運転
 - ⑪木造建築物の組立て等作業主任者
 - ⑫足場の組み立て等作業主任者
- ほか

教習編

- ①大型免許
- ②大型二種免許
- ③大型特殊免許
- ④中型免許
- ⑤中型二種免許
- ⑥普通二種免許
- ⑦けん引免許

介護養成編

- ①居宅介護従事者(1～3級課程)
- ②重度訪問介護(基礎・追加課程)
- ③全身性障害者移動介護従事者
- ④視覚障害者移動介護従事者
- ⑤行動援護従事者
- ⑥介護員(介護職員基礎研修・1～2級課程)

支給される 助成の対象と金額

教育訓練に要した入学金及び受講料(受講に必要な教科書代等を含む)の**半額(限度額16万円)**を助成します。

ただし、**平成29年3月17日までの資格試験合格者が対象**です。

手続き方法

助成金の支給を受けるには、事前(受講前)に日高中部通年雇用促進協議会へ教育訓練の相談が必要ですので**受講前に必ずご連絡ください**。助成金の支給は、**指定教育訓練の修了または資格試験に合格**することが条件となります。

教育訓練・資格取得講座一覧

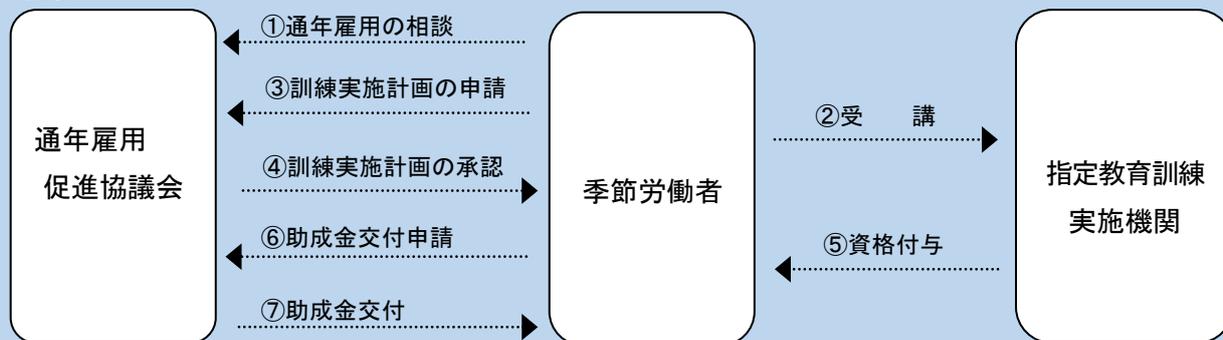
●技能講習編

ガス溶接	コンクリート橋架設等作業主任者	地山の掘削及び土止め支保工作業主任者
玉掛け	コンクリート破砕器作業主任者	コンクリート造の工作物の解体等作業主任者
ボイラー取扱	普通第一種圧力容器取扱作業主任者	建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者
木材加工用機械作業主任者	砕石のための掘削作業主任者	化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者
プレス機械作業主任者	型枠支保工の組立て等作業主任者	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者
乾燥設備作業主任者	木造建築物の組立て等作業主任者	揚貨装置運転実技教習
鉛作業主任者	酸素欠乏危険作業主任者	クレーン運転実技教習
船内荷役作業主任者	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者	移動式クレーン運転実技教習
ずい道等の覆工作業主任者	ずい道等の掘削等作業主任者	小型移動式クレーン運転
石綿作業主任者	高所作業車運転	車両系建設機械（解体用）運転
足場の組立て等作業主任者	フォークリフト運転	車両系建設機械（基礎工事用）運転
鋼橋架設等作業主任者	床上操作式クレーン運転	車両系建設機械
有機溶剤作業主任者	ショベルローダー等運転	（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転
はい作業主任者	不整地運搬車運転	

●留意事項

- ・掲載資格は、一部抜粋しております。その他の教育訓練につきましては、当協議会へお尋ねください。
- ・受講する指定教育訓練について、本事業と類似の教育訓練に係る国や道の助成金の両方の受給はできません。
- ・季節労働者であることの要件確認は指定教育訓練実施計画を承認する時点とします。

●事業の概要



①教育訓練、資格取得についての相談。

③申請に係る必要書類…季節労働者の確認書類、教育訓練内容・受講料等の分かる資料。

（訓練実施計画の申請書は、教育訓練の受講期間終了前に提出してください。）

⑥申請に係る必要書類…資格取得確認書類（免許証のコピー等）、領収書（経費の明細が分かる書類）。

（助成金交付申請書は、資格を取得した日から1ヶ月以内に提出してください。）

お申し込み・お問い合わせ先

日高中部通年雇用促進協議会

新ひだか町 〒056-8650 新ひだか町静内御幸町3丁目2番50号

新ひだか町役場 静内庁舎 経済部商工労働観光課内 TEL (0146) 43-2111 (内線 292)

新冠町 〒059-2492 新冠町字北星町3番地の2

新冠町役場 企画課内

TEL (0146) 47-2498 (直通)